

3) 騒音の保全への取り組み

予測の結果より、建設機械の稼動に伴う騒音は騒音規制法の特定建設作業に係わる騒音の規制基準 85dB(A)(表 2.2.7.2-4)を下回り、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は騒音規制法の自動車騒音の要請限度 75dB(A)(表 2.2.7.2-5)を下回るが、工事中の配慮事項として、現在、事業区域内で実施している工事中の保全措置を今後も取り組むこととしている。具体的な内容を写真 4.1.2.2-1～写真 4.1.2.2-2 に示す。

- 低騒音型建設機械を使用する。
- 作業方法を改善する。
 - ・停車中の車両等のアイドリングを止める
 - ・建設機械の複合同時稼働、高負荷運転を極力避ける
- 必要に応じ工事用道路などにおいて遮音壁を設置する。



・工事用道路において遮音壁を設置

写真 4.1.2.2-1 現在実施している保全措置の内容



・低騒音型建設機械の使用(バックホウ)

写真 4.1.2.2-2 現在実施している保全措置の内容